

新型コロナウイルス感染症対策支援事業

～信用保証料の全額補助、支払利子の全額補助を実施します～

福島市では新型コロナウイルスの影響をうけている市内中小企業者・小規模事業者の皆様に対して、支援策を創設しました。

ぜひ、ご活用ください！



① 信用保証料の全額補助

福島県緊急経済対策資金融資制度(新型コロナウイルス対策特別資金)を利用した対象者に、信用保証料を全額補助します。

【取扱期間】 令和2年3月5日から令和2年3月31日(令和2年度も継続予定)

※すでに融資を受けている方には遡及して補助します。

【補助額】 当初支払った信用保証料全額

② 支払利子の全額補助(2年間分)

福島県緊急経済対策資金融資制度(新型コロナウイルス対策特別資金)を利用した対象者に、支払利子のうち2年間分の利子を補助します。

【取扱期間】 令和2年3月5日から令和2年3月31日(令和2年度も継続予定)

【補助額】 第1回目の返済から2年間分の支払った利子全額

◇参考◇ 福島県緊急経済対策資金融資制度(新型コロナウイルス対策特別資金)

【対象者】

市内に事業所を有し、1年間以上継続して事業を行っている中小企業者のうち、新型コロナウイルス感染症の流行に起因して、事業活動に影響を受けた後、原則として

①最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ

②その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

(売上高等の減少について、市町村長の認定が必要になります。)

【融資の条件】

◆融資限度: 運転資金、設備資金8,000万円(併用時は8,000万円限度)

◆融資期間: 10年以内(うち据置1年以内) ◆融資利率: 固定年1.5%以内

◆保証料率: 年0.5%(責任共有制度対象外 100%保証)

◆取扱期間: 令和2年3月5日より令和2年3月31日融資実行分まで

詳しくは 福島県庁商工労働部経営金融課 電話:024-521-7288 FAX:024-521-7931

ホームページ [福島県中小企業制度資金](#) で検索

【お問い合わせ先】

福島市役所商工観光部商業労政課 電話:024-525-3720 FAX:024-535-1401

福島市ホームページ

<http://www.city.fukushima.fukushima.jp/syourou-syogyo/shigoto/chushokigyo/yushisedo/881.html>

